

神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 1 日 こども家庭局長決定

平成 29 年 9 月 5 日 改 正

(趣旨)

第 1 条 保育士等の人材確保や離職防止を図るため、保育所等を運営する者による保育士等の宿舎借り上げを実施するための経費に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所(同法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けた施設に限る。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所及び同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、本市内に所在する施設をいう。
- (2) 保育士等 保育士及び保育教諭(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)附則第 5 条第 1 項に規定する認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状のみを有する特例保育教諭を除く。)をいう。

(対象者)

第 3 条 補助事業の対象となる者は、本市内で保育所等を運営する者(以下「事業実施者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業実施者が借り上げている保育士等宿舎(以下「補助対象施設」という。)を有すること
- (2) 当該事業実施者が雇用した保育士等(以下「補助対象保育士」という。)を前号の補助対象施設に居住させていること
- (3) 不正又は不誠実な行為が法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、本市の補助金交付相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者でないこと
- (4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をい

う。以下この項において同じ。) に該当する者がいないこと

(5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、事業実施者の運営する保育所等に勤務する保育士等であつて、本市内に所在する宿舎に入居している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 平成29年4月1日以降に新たに雇用された保育士等であること

(2) 常勤保育士等(週30時間以上勤務する者をいう。)であること

(3) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと

(4) 親元の住所から勤務先までの通勤時間が片道1時間を超え、通勤が困難と認められる者又は当該者と同様の事情にあると認められる者

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、事業実施者が補助対象保育士の宿舎として借り上げ、補助対象保育士が現に居住している施設とする。ただし、事業実施者又は事業実施者の利害関係者が所有する施設を除く。

(対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象施設の借り上げにかかる当該年度における費用のうち、賃借料、共益費、管理費、礼金、更新料(以下「賃借料等」という。)とする。

(補助金の算定基準)

第7条 市長は、予算の範囲内において、別表に定める基準額により算出した額を事業実施者に補助金として交付することができるものとする。ただし、補助対象期間が存する年度における補助対象施設の入居期間に応じて算定するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 事業実施者が、補助対象保育士から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除する。

4 事業実施者が、補助対象施設の賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

(交付申請)

第8条 事業実施者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、補助対象期間が存する年度の5月末日までに、次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を補助対象保育士の勤務する施設ごとに、市長に提出しなければならない。ただし、年度途中で補助対象保育士が、補助対象施設に入居した場合は、入居した日の翌月末日(3月中に入居した場合は、3月末日)までとする。また、補助対象期間が

存する年度内で提出期限を経過してから申請書等を提出した場合は、申請書等を提出した日を含む月から補助対象とする。

- (1) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 補助対象保育士等一覧表（第1号様式 別紙）
- (3) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書（第2号様式）
- (4) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業収支予算書（第3号様式）

2 補助金規則第5条第2項又は第3項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、補助対象保育士の住民票の写し（ただし、本籍地の記載があり、補助対象施設に居住していることを証明するもので、申請日より3か月以内のものに限る。）、補助対象保育士の親元の住所から勤務先までの通勤経路報告書（第4号様式）、補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し、神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業本人負担額確認書（第5号様式）、補助対象保育士の雇用証明書（第6号様式）、補助対象保育士の保育士証の写し、個人情報提供等に関する同意書（第7号様式）、その他市長が必要と認めるものとする。

3 事業実施者は、交付決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定内容変更承認申請書（第8号様式。以下「変更申請書」という。）により変更申請を行わなければならない。ただし、不動産賃貸借契約の更新等に伴う変更申請の場合、提出期限は当該年度における不動産賃貸借契約の更新日を含む月の末日までとする。事業実施年度内で提出期限を経過してから変更申請書を提出した場合、変更申請書の内容における補助対象期間は、変更申請書を提出した日を含む月からとする。

（交付決定通知）

第9条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第9号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（第10号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（事業の廃止又は中止）

第10条 事業実施者が実績報告を行う前に当該事業を廃止又は中止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請があったときは、神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助

金廃止（中止）承認通知書（第 12 号様式）により、事業実施者に通知することとする。
（実績報告）

第 11 条 事業実施者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を補助対象期間が存する年度の末日又は事業が中止した日の翌日から 7 日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業実績報告書（第 13 号様式）
- (2) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業収支決算書（第 14 号様式）
- (3) 補助対象保育士の住民票の写し（ただし、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。）
- (4) 補助対象保育士の雇用証明書（第 5 号様式。ただし、事業が終了した日又は事業が中止した日以降に発行されたものに限る。）
- (5) 補助対象保育士の補助対象期間分すべての給与明細書（ただし、住居手当の有無がわかるものに限る。）
- (6) 補助対象施設の物件借上げに係る経費支払書（領収書等）
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、事業実施者から報告を求めることができる。

（補助金額の確定通知）

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定等を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに事業実施者に通知するものとする。

- (1) 神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金額確定通知書（第 15 号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の時期及び請求）

第 13 条 事業実施者は、補助金等の交付を受けようとするときは、神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金請求書（第 16 号様式）を前条で定める補助金額確定通知を受領後直ちに、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を事業実施者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書（第 17 号様式）により当該事業実施者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（関係書類の保存）

第 15 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領し

た日の属する年度の末日から、5年間保存しなければならない。

(個人情報の収集)

第16条 事業実施者が、神戸市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の交付申請及び実績報告を行うため、補助対象保育士の個人情報等を収集しようとするときは、個人情報の提供等に関する同意書(第7号様式)により、対象保育士の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(交付申請の期限の特例)

2 交付申請の期限については、平成29年度に限り、第8条中「5月末日」とあるのは「10月末日」とする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	算定基準（1,000 円未満切捨て）
賃借料等	本要綱第 4 条に規定する補助対象保育士 一人あたり月額上限 82,000 円

※居住した日数が 1 か月に満たない場合は、当該月の日数にて日割り計算し、日割り計算された額と、実際に支払った額の低い方を基準額とする。